令和２年度　埼玉県相談支援従事者初任者研修実施要領

１　研修の目的

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。）第５条第１７項及び児童福祉法第６条の２第６項に規定する相談支援に従事する者の養成並びに資質の向上を図ることを目的とします。

※　本研修の修了証書は研修の修了を証明するものであって、相談支援専門員として必要な経歴等を証明するものではありませんのでご留意ください。

２　実施主体

埼玉県

ただし、有限会社　プログレ総合研究所に委託して実施します。

３　受講対象者

以下ア～オのいずれかに該当する者（令和２年３月３１日時点での実務経験）

ア	相談支援従事者の要件（厚生労働省で示している実務経験等）を満たす者で、障害者総合支援法に規定する指定一般相談支援事業所もしくは指定特定相談支援事業所又は児童福祉法に規定する障害児相談支援事業所において相談支援事業に従事している者
イ	指定重度障害者等包括支援事業所に従事するサービス提供責任者
ウ	令和２年度末（２０２１年３月末）までに、相談支援従事者の要件（厚生労働省で示している実務経験等）を満たす者で、ア又はイの業務に従事している者
エ	県内市町村において障害者の相談支援業務に従事している者もしくは令和２年度末（２０２１年３月末）までに従事する予定である市町村職員
オ	県において障害者の相談支援業務に従事している者もしくは令和２年度末（２０２１年３月末）までに従事する予定である県職員

※　埼玉県外の事業所にお勤め及びその予定の方の申し込みは受け付けておりません。

※　ご提出していただいた実務経験経歴書で上記の要件を満たしていないと判断した場合、研修をお断りする場合があります。

４　研修内容等

（１）研修内容

「相談支援従事者初任者研修」標準カリキュラムに基づき実施する。

（２）研修日程（７日間）

【講義　オンライン共通講義２日間】＋【演習　５日間】

〇講義　オンライン共通講義（２日間）

サービス管理責任者等基礎研修講義部分２日間、オンラインでの共通研修となります。

〇演習（５日間）

新型コロナ感染拡大予防対策として、一か所での演習は行わず、地域ごとに分かれて行います。地域分けについては受講決定後、通知書にてお知らせいたします。

東部　３日目～７日目　令和２年　１０月１日～令和２年１２月中旬

南部　３日目～７日目　令和２年　９月２９日～令和２年１２月　９日

西部　３日目～７日目　令和２年　１０月８日～令和２年１２月２３日

北部　３日目～７日目　令和２年　９月２８日～令和２年１２月１４日

研修日程

<table>
<tr><td colspan="2">共通講義オンライン</td><td colspan="2">オンライン配信・視聴期間</td></tr>
<tr><td colspan="2">１日目
２日目</td><td colspan="2">令和２年９月１４日～９月２７日</td></tr>
<tr><td colspan="2">演習</td><td>演習日程</td><td>研修会場</td></tr>
<tr><td rowspan="7">地域</td><td rowspan="3">東部</td><td>10 月 1 日（木）
10 月 2 日（金）</td><td>有限会社プログレ総合研究所</td></tr>
<tr><td>11 月 4 日（水）</td><td>春日部市民文化会館</td></tr>
<tr><td>12 月中旬ごろ（2 日間）</td><td>未定</td></tr>
<tr><td>南部</td><td>9 月 29 日（火）
9 月 30 日（水）
11 月 6 日（金）
12 月 8 日（火）
12 月 9 日（水）</td><td>武蔵浦和コミュニティー
センター</td></tr>
<tr><td rowspan="3">西部</td><td>10 月 8 日（木）
10 月 9 日（金）</td><td>有限会社プログレ総合研究所</td></tr>
<tr><td>11 月 2 日（月）</td><td>大東市民センター</td></tr>
<tr><td>12 月 22 日（火）
12 月 23 日（水）</td><td>ウェスタ川越</td></tr>
</table>

	北部	9月28日（月） 9月29日（火） 11月4日（水） 12月11日（金） 12月14日（月）	熊谷地方庁舎　大会議室

※　演習については申込人数の関係で、申し込み時に受講を希望した日程にならない場合がありますので、ご了承ください。

５　受講費用

全日程　　７日間　１４，０００円（研修資料代等）

※　受講費用は、受講決定通知に同封する振込払込書にてお支払いしていただきます。振込払込書のコピーを同封する「受講証」に貼り付けし、演習初日にご提出ください。詳しい支払い方法については、受講決定通知に同封します。

※　研修会場までの交通費、昼食代及び実習課題の作成・提出・配布等にかかる費用（コピー代や郵送代等）、WEB上の研修動画視聴に伴う通信料等は受講者の自己負担となります。

６　修了証書の交付等

ア　７日間の研修修了者に対して、埼玉県の修了証書を交付します。

イ　研修修了者については、埼玉県が名簿を作成し、埼玉県が名簿を管理します。

※　本研修の修了証書は研修の修了を証明するものであって、相談支援専門員として必要な経歴等を証明するものではありませんのでご留意ください。

※　修了証書は再発行しませんので、紛失しないよう保管してください。

7　応募要領

（1）　申込方法　**1電子申請と2申込書類送付の両方の申込が必要です。下記手順にて申請ください。**

1．電子申請　　下記URLより様式1号を電子申請する

受講証には、入力された表記で名前、生年月日が記載され、
書類は、入力された事業所の住所に発送しますので、正しく入力してください。
電子申請先　埼玉県
「受講申込書」（様式1号）の内容を下記の埼玉県ホームページから電子申請してください。（様式1号の郵送提出は不要です）
URL
https://s-kantan.jp/pref-saitama-u/offer/offerList_detail.action?tempSeq=17913

2．下記1から4の申込書類を角型2号封筒（24㎝×33.2㎝）で郵送する

1、チェックリスト	全てを確認後、✔を記入してください。 （一人につき1枚作成）
2、相談支援従事者初任者研修受講者推薦・申込書	法人代表者職・氏名、代表者印及び受講者の自筆のサインが必要です。
3、実務経験経歴書 様式2号（A4　1枚）	埼玉県のホームページからダウンロード 必要事項を記載し、現在所属する事業所から証明を受けてください。
4、140円切手を貼った返信用封筒　1枚 ＊受講者ごとに返送しますので、2名以上申し込む場合は、一人につき1枚ずつ必要です。	大きさ：角型2号24㎝×33.2㎝ （A4の紙を折らずに封入できるもの） 封筒の表に、事業所の住所、事業所名及び受講希望者名を明記してください。

郵送先　〒３３０－０８４６
埼玉県さいたま市大宮区大門町３－８８　逸見ビル１階
有限会社プログレ総合研究所　埼玉県障害福祉従事者等研修担当あて
＊「相談支援従事者初任者研修書類在中」と朱書きしてください。

（２）応募期限

電子申請：令和２年９月１日(火)までに入力

郵送：令和２年９月１日(火)　当日消印有効

（３）受講決定通知

受講決定通知は、**令和２年９月５日（土）**に勤務先事業所宛て郵便で発送します。

受講者は、同封する振込用紙にて**令和２年９月２８日（月）**までに受講費用を振込みしてください。

８　申し込み上の注意

（１）**課題提出について**

研修内容の演習において、受講者本人がこれまでに関わった事例について資料を作成し、提出していただきます。事例は、在宅事例又は入院・入所から地域生活へ移行するための支援に関する事例とします。詳細は演習内で説明します。

この資料の提出がなされない場合、これ以降の受講は認めないものとします。

（２）**申込書類について**

提出された書類等に虚偽の申告が認められた場合には、受講を取り消します。

電子申請及び郵送による申込みの両方が必要です。一方のみでは、書類不備とみなしますので、ご注意ください。

９　受講上の注意

（１）**新型コロナウイルス感染症への対応について**

新型コロナウイルス感染症の感染拡大状況によって、国や埼玉県の判

断で、研修が中止となる場合があります。なお、演習については、以下のような方法で実施する予定ですのでご協力ください。
（今後、内容に追加、変更がある場合には別途ご案内します）

① 受付において、検温を実施し、発熱等の症状のある方については、受講をご遠慮いただきます。
② 受講する際にはマスクをご持参ください。研修中はマスク着用の上、フェイスシールド（埼玉県で準備します）を着用いただきます。
③ 会場では換気のため、窓やドアを適時開放します。体温調節のしやすい服装でお越しください。
④ アルコール消毒液を準備しますので、手指消毒にご協力ください。

※感染が発生した場合の参加者への確実な連絡と行政機関による調査への御協力
・演習の参加者の中から感染者が出た場合には、その他の参加者に対して連絡をとり、症状の確認、場合によっては保健所などの公的機関に連絡がとれる体制を確保するようお願いしますので、御協力ください。
・参加した個人は、保健所などの聞き取りに御協力ください。また、濃厚接触者となった場合には、最終接触者となった場合には、最終接触か 14 日間の自宅待機の要請が行われる可能性がありますので、ご協力ください

（２）欠席、遅刻、早退等について

欠席、遅刻、早退等により定められた研修内容のすべてを受講できなかった場合は、原則として修了とは認められません。

（３）進行の妨げになる発言・行動等について

研修中、進行の妨げになる発言・行動又は研修に参加する意欲がないと感じられた場合（居眠り・携帯電話の私的使用・演習中のグループ討議等における終始無言等）、退場していただくことがあります。この場合、修了証書は発行いたしません。

（４）当日の天候状況について

当日の天候状況等により研修を延期させていただく場合があります。その際は、研修委託先の有限会社プログレ総合研究所ホームページに掲載しますので、ご確認ください。

【お問い合わせ先】

研修に関すること及び研修申込先

有限会社プログレ総合研究所　埼玉県障害福祉従事者等研修事業担当
〒３３０－０８４６埼玉県さいたま市大宮区大門町３－８８　逸見ビル１階
電 話 番 号：０４８－６４０－４４０１
ＦＡＸ番号：０４８－６４０－４４０８
メールアドレス：pg@omiya-fukushi.co.jp
Ｕ　Ｒ　Ｌ　：http://www.omiya-fukushi.co.jp

電子申請に関すること

埼玉県福祉部障害者支援課　総務・市町村支援担当
〒３３０－９３０１　埼玉県さいたま市浦和区高砂３－１５－１
電 話 番 号：０４８－８３０－３３１９
FAX 番 号：０４８－８３０－４７８３